

第 6 条 第 2 項 中 「100 分の 155」を「100 分の 140」に、「100 分の 170」を「100 分の 160」に、「100 分の 180」を「100 分の 170」に改める。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 15 年熊本県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 項 の表 を 次の よう に 改 め る。

| 号 給 | 給料月額    |
|-----|---------|
|     | 円       |
| 1   | 409,000 |
| 2   | 483,000 |
| 3   | 561,000 |
| 4   | 653,000 |
| 5   | 762,000 |
| 6   | 870,000 |

第 5 条 第 2 項 の表 を 次の よう に 改 め る。

| 号 給 | 給料月額    |
|-----|---------|
|     | 円       |
| 1   | 337,000 |
| 2   | 376,000 |
| 3   | 406,000 |

第 6 条 第 2 項 中 「100 分の 155」を「100 分の 140」に、「100 分の 170」を「100 分の 160」に、「100 分の 180」を「100 分の 170」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 平成 15 年 12 月 1 日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第 1 条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例又は熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 13 年熊本県条例第 64 号)附則第 3 項及び第 4 項並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。  
(平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 15 条の 5 第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 15 条の 10 第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和 63 年熊本県条例第 6 号)第 4 条第 1 項若しくは公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成 13 年熊本県条例第 53 号)第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(人事委員会規則で定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。  
(1) 平成 15 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者(同年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第 10 条の 2 第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)、特地勤務手当(給与条例第 11 条の 3 の規定による手当を含む。)及びへき地手当(熊本県市町村立学校職

員のへき地手当等に関する条例（昭和46年熊本県条例第4号）第5条又は第6条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の1.06を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.06を乗じて得た額

6 平成15年4月1日から同年12月1日までの間において熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに給与条例の適用を受ける職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該人事委員会規則で定める額の合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

---

熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第62号

熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「50,800円」を「50,200円」に改める。

第18条の2第2項中「100分の180」を「100分の160」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 5 条関係)

教 育 職 給 料 表 (1)

| 職員<br>の区<br>分              | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     |
|----------------------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                            | 号 給  | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|                            |      | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|                            | 1    | -       | -       | 252,700 | 285,600 | 365,900 |
|                            | 2    | 160,800 | 202,800 | 265,600 | 300,500 | 381,000 |
|                            | 3    | 168,700 | 211,600 | 278,300 | 315,700 | 393,400 |
|                            | 4    | 178,800 | 220,500 | 292,000 | 330,600 | 405,600 |
|                            | 5    | 189,600 | 230,000 | 305,900 | 345,800 | 417,600 |
|                            | 6    | 197,300 | 239,400 | 319,600 | 360,700 | 429,300 |
|                            | 7    | 204,600 | 251,900 | 332,800 | 375,700 | 440,800 |
|                            | 8    | 212,300 | 264,200 | 346,200 | 386,600 | 452,300 |
|                            | 9    | 220,600 | 276,600 | 359,100 | 397,000 | 463,500 |
|                            | 10   | 229,900 | 288,000 | 368,900 | 406,600 | 474,700 |
|                            | 11   | 237,500 | 300,000 | 378,900 | 415,600 | 486,100 |
|                            | 12   | 246,100 | 311,800 | 388,400 | 424,200 | 497,300 |
|                            | 13   | 254,000 | 319,700 | 397,100 | 432,600 | 508,500 |
|                            | 14   | 261,900 | 326,600 | 405,500 | 440,200 | 519,700 |
|                            | 15   | 269,300 | 333,200 | 413,100 | 447,600 | 530,000 |
|                            | 16   | 276,500 | 339,700 | 420,500 | 454,700 | 539,200 |
|                            | 17   | 283,200 | 346,200 | 427,600 | 460,900 | 548,300 |
|                            | 18   | 289,600 | 352,000 | 434,700 | 466,500 | 557,200 |
|                            | 19   | 295,900 | 357,700 | 440,500 | 472,000 | 566,100 |
|                            | 20   | 301,900 | 363,300 | 445,400 | 477,400 | 574,300 |
| 再任<br>用職<br>員以<br>外の<br>職員 | 21   | 307,600 | 368,800 | 449,800 | 482,700 | 580,600 |
|                            | 22   | 312,500 | 374,300 | 452,900 | 487,900 | 585,600 |
|                            | 23   | 317,000 | 378,900 | 456,000 | 493,000 | 590,200 |
|                            | 24   | 321,400 | 382,800 | 458,900 | 497,000 |         |
|                            | 25   | 324,900 | 385,700 | 462,000 | 500,300 |         |
|                            | 26   | 328,000 | 388,400 | 465,000 | 503,600 |         |
|                            | 27   | 331,000 | 391,300 | 468,100 |         |         |
|                            | 28   | 333,700 | 394,000 | 471,100 |         |         |
|                            | 29   | 335,900 | 396,800 |         |         |         |
|                            | 30   | 337,900 | 399,400 |         |         |         |
|                            | 31   | 340,000 | 402,200 |         |         |         |
|                            | 32   | 342,000 | 405,000 |         |         |         |
|                            | 33   | 344,000 | 407,900 |         |         |         |
|                            | 34   | 346,000 | 410,700 |         |         |         |
|                            | 35   | 348,000 |         |         |         |         |
|                            | 36   | 350,100 |         |         |         |         |
|                            | 37   | 352,200 |         |         |         |         |
|                            | 38   | 354,400 |         |         |         |         |
|                            | 指定 1 |         |         |         |         | 573,000 |
|                            | 指定 2 |         |         |         |         | 636,000 |
|                            | 指定 3 |         |         |         |         | 704,000 |
|                            | 指定 4 |         |         |         |         | 783,000 |
|                            | 指定 5 |         |         |         |         | 843,000 |
|                            | 指定 6 |         |         |         |         | 906,000 |
|                            | 指定 7 |         |         |         |         | 991,000 |
| 再任<br>用職<br>員              |      | 239,500 | 288,100 | 304,100 | 336,400 | 417,800 |

備考 この表の 5 級指定 1 号給から指定 7 号給までは、学長のみに適用する。